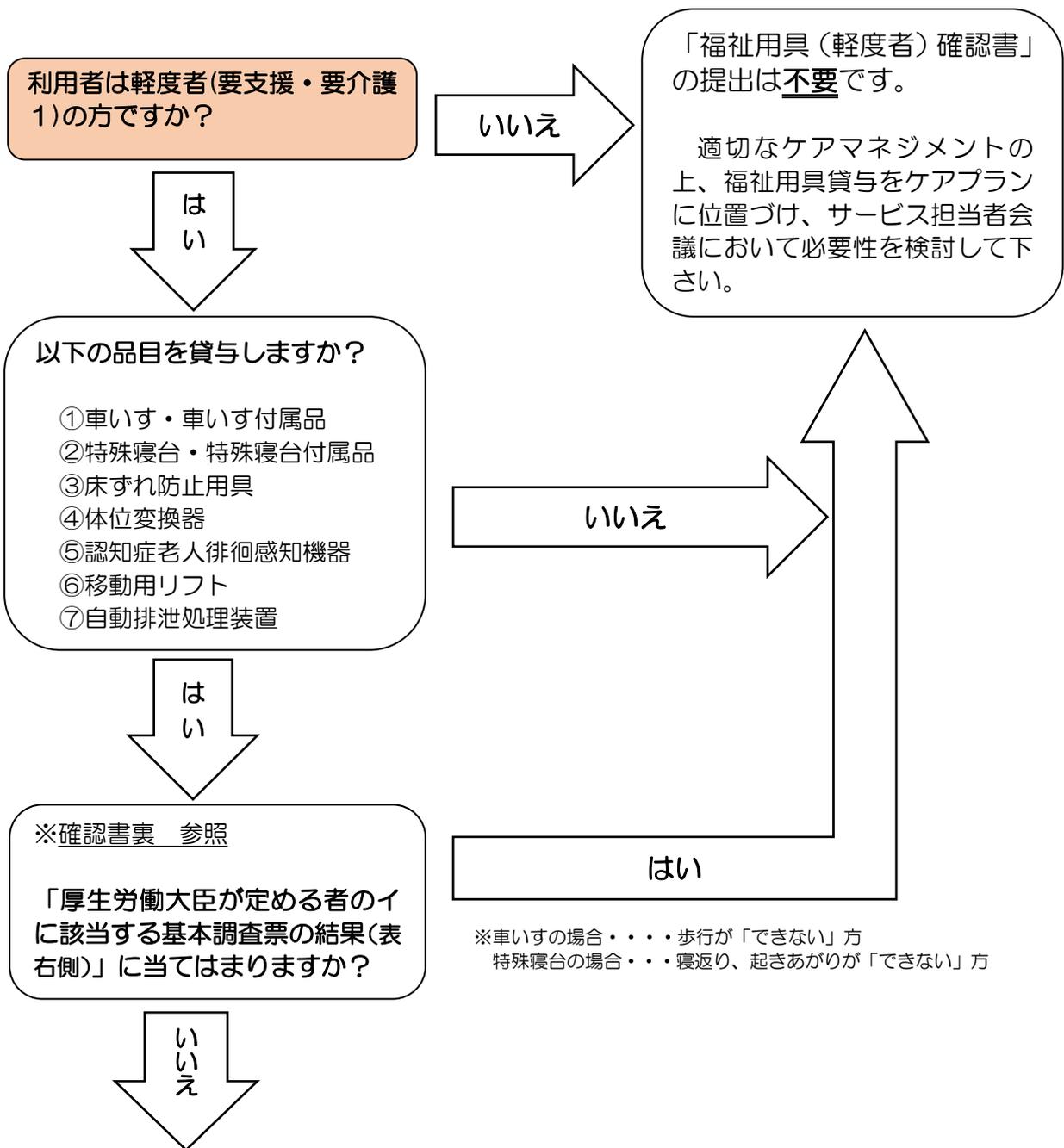


福祉用具貸与（軽度者）手続き手順（フロー図）



※車いすの場合・・・歩行が「できない」方
特殊寝台の場合・・・寝返り、起きあがり「できない」方

「福祉用具（軽度者）確認書」の提出が必要です。

※確認書は担当者会議にて福祉用具貸与の必要性を検討した後に添付資料を付けて提出して下さい。

1. 「老企第36号 第2の9(2) ①イ」の項目に該当する場合は、「厚生労働大臣が定める者のイ」アの(二)及びオの(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなります。→ **1の欄に記載**
2. 「老企第36号 第2の9(2) ①ウ」に該当する場合は、i) ii) iii) のどの状態像に該当するか医学的所見を得て下さい。→ **2の欄に記載**